

“ 知的財産事業の取り組みについて ”

社団法人発明協会岩手県支部
支部長 三浦 学



岩手県支部は、発明協会（本部）の地方組織として昭和19年に設置、以来、発明奨励・工業所有権の普及、特許情報提供等の活動をしてきました。しかし、平成14年に「創造活動を知的財産として保護・活用し、国際競争力を強化する」との国の方針や「知的財産推進計画2004」の発表を契機に、中小・ベンチャー企業や研究機関の知財戦略がより重視される等、その取り組み環境が大きく変貌しています。当支部は、こうした現状に立ちつつ、知的財産関連事業にとり組んでいますのでその主なものをご紹介します。

（1）特許制度普及事業

中小企業においては、研究開発や新分野進出を迅速かつ効率的に推進するために、特許管理や特許情報、流通特許を積極的に活用することが重要になっています。このため、弁理士4名による無料相談会（7地域で年間62回）を開催して知財の活用上の課題に対応したり、講習会では「特許・商標制度」や「地域ブランド」等の新制度の実践ポイントや最新情報を紹介しています。

また、支部に出願アドバイザーを配置して電子出願や閲覧に関するアドバイスの実施、及び、技術開発で無駄な出願と重複取り組みの防止策に役立つ特許マップ作成と先行技術調査等のワンストップサービス事業を行っています。

（2）発明奨励事業

発明奨励及び生徒児童のものづくり技術の育成を目的に、毎年「岩手県発明くふう展」を開催し、優秀作品を表彰（「一般」、「生徒・児童」の2部門）しています。平成18年度出展数は141点（一般45、生徒・児童96）で、特賞10件、優良賞20件、奨励賞22件が表彰されました。

また、本部は「全国発明表彰」（皇室から御下賜金を拝受し、特に独創的な発明を表彰）と「東北地方発明表彰」（地域の優れた発明及び指導・育成に貢献した方を表彰）を実施していますが、支部はこの事業の普及と表彰推薦の窓口を担っています。平成18年度「東北地方発明表彰」では、岩手県から3件が受賞しました。

（3）青少年創造性育成事業

青少年の科学的考え方とものづくり技術の養成、そして創造性豊かな人間形成を目的に、「少年少女発明クラブ」が県内6地域（盛岡、奥州、北上、花巻、大東、一関：会員約160名）で活動しています。支部では、これらクラブに経費の一部を助成する等活動の支援を行っています。

また、小中高生、大学生にも知的財産制度を正しく理解、浸透させ未来の研究者・技術者となる夢を育むことを目的に、弁理士や企業発明家、知的所有権センターのアドバイザー等専門家が直接学校に赴き、知財に関する教育支援事業を平成12年度から実施しています。

今後、知的財産の戦略的活用が一層望まれるとともに、青少年育成活動も活発化するものと存じます。当支部は、関係各位とも連携し、企業の皆様方そして会員各位にお役に立てるよう尽力してまいりますので、更なるご利用をお願い申し上げます。

11月は「連携組織強化月間」 中小企業連携促進懇談会を開催

中央会では、組合をはじめとする中小企業連携組織に対し、その設立から事業運営まで広範な支援を行っております。

中小企業連携組織は、中小企業が厳しい経済環境の中で新たな発展を目指し新事業の開発や新市場開拓への取り組みを強力にバックアップするとともに、自らも創業や経営革新の推進に積極的に取り組んでおります。経営基盤の弱い中小企業にとっては、組合等の連携組織を活用し、経営資源の相互補完やリスクの分散を図り、連携の効果を最大限に発揮し、自社の経営強化に努めることがきわめて重要になります。

そのため中央会では、11月を『連携組織強化月間』と定め、連携組織の積極的な活用とその強化を図り、中小企業の経営の安定を図るため、全国的なキャンペーンを開催いたしました。

『中小企業連携促進懇談会』

本年度の懇談テーマ

『地域中小企業の連携による新たな事業展開について』

今年度は、10月24日の盛岡広域地区を皮切りに8地区において、中小企業連携促進懇談会を開催いたしました。懇談会には、各地方振興局をはじめ、市町村、商工会議所、商工会、広域指導センター等の商工業支援機関関係者が出席し、各管内における中小企業間連携の現状や活動状況等について情報・意見交換を行いました。

中央会からは、県内中小企業の組織化状況や、本会支援事業概要及び新規提案事業概要等について説明。近年の特徴としては、設立認可組合のうち企業組合の割合が年々増加傾向にあり、企業組合制度に対する関心が高まっていること、加えて、業種としてはデイサービスなどの介護関係、コミュニティビジネス関係が増えていること、指導対象を組合組織のみに限定せず任意グループ等に対する支援（新連携等事業ステージ支援事業等）を実施していることなどを報告いたしました。

各機関からは、管内の任意グループの組織化状況、創業・起業支援、大規模小売店の進出の影響、中心市街地の活性化等についての意見が交わされました。

また、限られた予算の中で効果的に中小企業を支援していくため、各機関の事業やノウハウ、マンパワーを組み合わせた複合的な支援が必要不可欠との認識から、関係機関相互の一層の連携・協力を確認する機会となりました。



奥州一関広域地区懇談会の様子

厚生労働省委託事業

ものづくり企業いわてU・Iターン就職フェア in 東京開催

去る11月26日(日)に東京都千代田区のJR飯田橋駅そばの「コートメダリオン」にて、「ものづくり企業いわてU・Iターン就職フェア in 東京」を企業11社の参加を得て開催いたしました。

本フェアは、岩手労働局からの受託事業である「地域雇用開発活性化事業」の一環として開催したもので、県内北上川流域のものづくり企業と首都圏の求職者とのマッチングの場の提供と求職者に対し県内企業の求人情報の提供をいたしました。

会場では、来場された求職者の方々が熱心に資料に目を通す姿や、参加企業の担当者と長時間に渡りやりとりする姿などが見られ、企業側の人材確保への熱意と求職者の岩手に帰りたいという思いが強く感じられました。

来場された求職者の方の話聞いてみると、「岩手に帰りたいと思いい職を探しているが、これまでの自分の経験を生かせる職場が、なかなか見つからなくて困っている。」という50代半ばの方や、「数年以内には、岩手に帰って仕事をしたい。興味のある企業がある。」という20代の若い方の意見が聞かれました。一方企業側には、受注量の増加に伴い特に技術・技能をもった人材が不足となっていたり、将来の管理者候補の人材が必要であったりと、この事業の重要さを改めて感じさせられました。

マッチングの結果人材確保に手ごたえを得られた企業もありましたが、来場者が予想に反して少なく、今後のイベント開催に大きな課題を残し、就職フェアを終了しました。ご参加いただきました企業の皆さま、そして、ご協力いただきました関係機関、岩手県機械金属工業協同組合連合会ご傘下組合の皆さま本当にありがとうございました。



会場となったコートメダリオン



会場内の様子

平成18年度秋の褒章受章

平成18年度秋の褒章において、本会役員の中から

谷村久興氏、高橋祥元氏の二名が受章されました。

長年の本県経済発展のご尽力に感謝しお祝い申し上げます。

黄綬褒章

谷村 久興 氏

谷村電気精機(株)会長
 岩手県機械金属工業(協連)会長
 北上金属工業(協)顧問
 北上商工会議所副会頭
 岩手県中小企業団体中央会副会長

黄綬褒章

高橋 祥元 氏

(株)登美屋代表取締役
 (協)江釣子ショッピングセンター理事長
 岩手県中小企業団体中央会理事



平成 18 年度若手経営者連携交流フォーラム開催

去る11月17日(金)「平成18年度若手経営者連携交流フォーラム」を盛岡市「ホテルルイズ」において、会員青年部員等約40名の出席を頂き開催いたしました。

フォーラムは、ワークショップ事例発表、基調講演、交流会の3部で構成され、鈴木宏延会長、高橋雅光青年中央会長の挨拶のあと、ワーキング事例発表から始まりました。

ワークショップ事例発表では、今年度中央会事業の一つである「若手経営者等連携促進育成事業」のワーキング研究を実施した、花巻市末広町商店街振興組合青年部から鎌倉淳部長とウェブ担当の宮澤勝彦氏、岩手県室内装飾事業協同組合青年部から吉田直生副部長に、「ワーキング研究会の取組成果と今後の事業展望」をテーマにそれぞれ発表していただきました。

ワーキング事例発表終了後には、(有)カメラアエンタープライズ代表取締役である佐野由美子氏を講師に迎え、「企業経営における人脈の作り方と生かし方」と題して基調講演が行われ、その後は講師も交えての交流会に移り、参加者は交流と情報交換の輪を広げました。

【事例発表青年部の概要】

花巻市末広町商店街振興組合 青年部

代表者:鎌倉 淳(和風ビジネスホテル中島屋)

設立年月:昭和46年2月

構成員数:15名

主な活動内容:各種販促イベントの開催、経営講習会の開催、福利厚生事業

ワーキング研究会実施テーマ:「インターネット活用による商店街の活性化」

岩手県室内装飾事業協同組合 青年部

代表者:佐藤 勝(有)大豊内装)

設立年月:平成18年5月

構成員数:10名

主な活動内容:消防庁認定防災ラベルの交付、室内装飾資材・付属品の共同購買

ワーキング研究会実施テーマ:「一般顧客受注拡大に向けた企業経営のあり方」



ワーキング事例発表を行う花巻市末広町(商振)青年部 鎌倉氏(左)と宮澤氏(右)

ワークショップ事例発表と基調講演の内容については、青年部機関誌「ACT」に掲載予定ですので、そちらをご覧ください。

独占禁止法と相談事例

独占禁止法は、自由な競争の促進を目的として一定の取引分野における競争を実質的に制限する私的独占、不当な取引制限、公正な競争を阻害するおそれのある不公正な取引方法の行為を禁止している。平成18年1月、改正独占禁止法が施行された。

談合や横並び体質からの脱却、21世紀にふさわしい競争政策を確立するため今回の改正となった。特に、課徴金減免制度の改正は、欧米や韓国にもあって、国際カルテルの摘発などに効果を発揮しており、日本も初めて取り入れることになった。

1, 独占禁止法の主な禁止行為

A. 「私的独占」

有力な企業が、株式の所有や役員のパイプなどによって競争事業者を統制下にいたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害する（排除）すること。

B. 「不当な取引制限」

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれにあたる。

C. 「競争を実質的に制限することとなる企業結合」

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（合併、分割、営業譲り受け、役員兼任、株式保有等）を行うこと。

D. 「不公正な取引方法」

自由な競争が制限されるおそれがあること、競争手段が公正とはいえないこと、自由な競争の基盤を侵害するおそれがあることといった観点から例えば、「共同ボイコット」、「排他条件付取引」、「拘束条件付取引」、「再販売価格維持行為」、「優越的地位の濫用」、「欺まんの顧客誘引」、「不当廉売」などを禁止している。

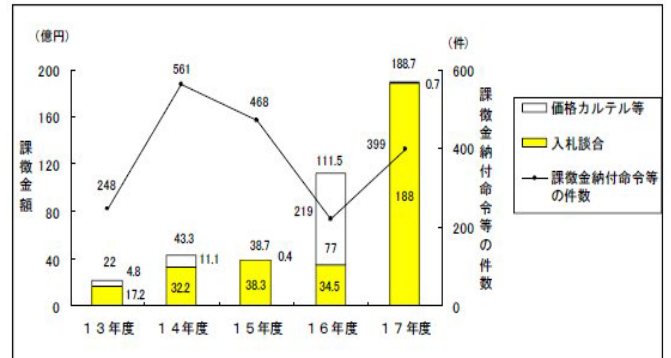
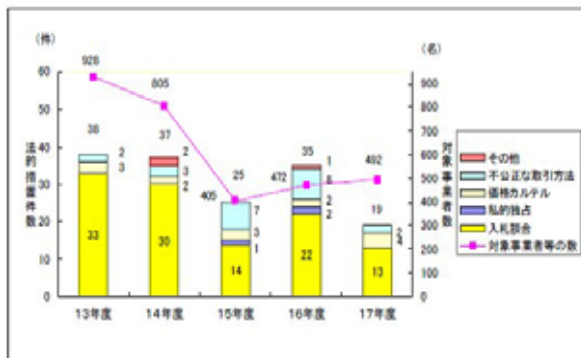
2, 平成17年度 違反事件処理、法的措置件数等

2005年度の独占禁止法違反事件の処理状況は下記のとおり。

法的措置件数は19件、対象事業者は492だった。19件のうち2件が、改正独占禁止法に基づいた排除措置命令。

【19件の内訳は入札談合13件、価格カルテル4件、不公正な取引方法2件】

【課徴金は延べ399事業者に対し、過去最高の188億7014万円の納付命令が確定した】



最近5年間の相談受付件数

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
独占禁止法	300	295	312	273	214
下請法	132	190	196	283	368
景品表示法	605	726	625	491	469
合計	1,037	1,211	1,133	1,047	1,051

3, 改正独占禁止法の概要

1, 課徴金制度の見直し

課徴金は、価格・供給量・購入量・シェア・取引先を制限するカルテル・談合、支配型私的独占を行った事

業者に課される。

課徴金額は、カルテル実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額をもとに算出されるが、事業者の規模、業種ごとに決められた算定率を掛けて計算する。

大企業			中小企業		
	早期解消	再度の違反		早期解消	再度の違反
製造業等	10%	15%	製造業等	4%	6%
小売業	3%	4.5%	小売業	1.2%	1.8%
卸売業	2%	3%	卸売業	1%	1.5%

早期解消とは、違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1ヶ月前までに違反行為をやめていた場合。（支配型私的独占の場合は適用されません。）

再度の違反とは、調査開始日からさかのぼって、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合。

2. 課徴金減免制度の導入

事業者自らが関与したカルテル・入札談合について、違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度。公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するなど、課徴金の減免額が大きくなる仕組みとなっており、立入検査後も含めて合計3事業者まで適用される。事業者自らがその違反内容を報告し、さらに書類を提出することにより、カルテル・入札談合の発見、解明を容易化して、競争秩序を早期に回復することを目的としている。

最初はファックスのみの受付で、違反内容などを簡単に報告することにより仮の順位が与えられる。その後、具体的な違反内容などを記載した報告書や資料を提出して、それが認められると減免の順位が与えられる。本制度の導入に伴い、立入検査前の1番目の申請者（担当者を含む）を刑事告発の対象にしないという告発方針も発表されている。匿名でもよい事前相談制度もあり「今報告したら何番目ですか？」という問い合わせもできる。

- 公取委の立入検査前の1番目の申請者・・・課徴金を免除
- " 2番目の申請者・・・課徴金を50%減額
- " 3番目の申請者・・・課徴金を30%減額

公取委立入検査後の申請者・・・・・・・・課徴金を30%減額

適用事業者数は、インセンティブ効果を勘案して1事件当たり先着3名に限定。

申請の第1報を「専用FAX」03-3581-5599に限定。

3. 犯則調査権限の導入

犯罪調査の対象となる事件の調査を行う必要がある場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検捜索を行い、必要な物件を差し押さえることができる。調査の結果、刑事告発が相当との心証を得たときは、検事総長に告発を行う。

4. 罰則規定の改正

中小企業等に不当な不利益を与える不正取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入、調査妨害等に対する罰則の引上げと両罰規定（法人に対する刑罰）の導入。

5. 審判手続等の改正

改正前の手続は、違反行為者が勧告を応諾した場合の審決、又は違反行為者が勧告を応諾しなかった場合の公正取引委員会による審判を経た後の審決により、排除措置が命じられるものとなっていた。

今回の改正により、勧告制度は廃止され、違反行為者に意見申述・証拠提出の機会を与える事前手続を経た上で正式行政処分である排除措置命令や課徴金納付命令を行うこととなる。これらの行政処分に不服があるとして審判請求があった場合には、審判が開始されるが、行政処分の効力が停止等することはなく、審判手続は、排除措置命令と課徴金納付命令の事後手続という位置づけとされた。

事例1 自主申告による課徴金減免制度をはじめて適用

A公団が一般競争入札の方法により発注するトンネル換気設備工事について、受注価格の低落防止を図るため、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、当該工事の取引分野における競争を実質的に制限していた事件。

最初に談合を報告したB社・・・100%免除、他の2社・・・30%減額

事例2 優越的地位の濫用（大規模小売業者による不正取引に係る排除措置命令事件）

C社は、食料品納入業者に対し、中元商品、歳暮商品の販売に際し、取引関係を利用してギフト商品、自社の商品券、ビール券等を購入させた。

また、新規オープン・改装オープンに際し、自社の業務である商品の陳列、補充等の作業を行わせるため、食料品納入業者及びホームセンターに関する納入業者に対し、その従業員を派遣させ、かつ、食料品納入業者に対し、不当に協賛金の拠出等をさせていた。

4, 独占禁止法の適用除外組合

中小企業等協同組合法第7条（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係）を参照。
独占禁止法第22条を参照。

小規模事業者の相互扶助を目的とすること

任意に設立され、組合員が任意に加入・脱退できること

組合員が平等の議決権を有すること

組合員に対し利益配分を行う場合は、その限度額が法令又は定款に定められていること

の要件を備え、法律の規定に基づき設立された組合の行為には、原則、独占禁止法を適用しないこととしている。

ただし、不公正な取引方法（取引拒絶、差別取扱い、不当廉売、排他条件付き取引、拘束条件付き取引、競争者に対する取引妨害など）を行う場合又は市場における競争を実質的に制限することにより「不当な対価引上げ」を行う場合には、独占禁止法の規定が適用される（第22条ただし書き）。

協同組合から公取委への相談事例

事例1 セメント卸業者の協同組合（平成元年）

組合が、組合員の取引先であるセメントメーカーに対し、組合員と安売業者（非組合員）とのセメント仕入価格の差額を組合員に支払うよう約束させることは、独禁法上の問題があるとされた。

事例2 生コンクリート製造業者の協同組合（平成3年）

組合が、取引先であるゼネコンに対し、共同販売事業に係る長期納入契約における単価設定等取引条件の見直し（契約時でなく出荷時点で単価設定することや物価スライド方式の単価設定を採用する等）を要望することは、適格組合の事業に関わるから、独禁法上の問題はないとされた。

事例3 アルミサッシの製造販売業者の協同組合（平成11年）

組合が、県、市町村等が発注する建築工事用アルミサッシの共同受注事業において、組合員の個別受注を認めないことや、これに違反した場合に罰則を科すことは、適格組合による共同経済事業であっても不公正な取引方法に該当し独禁法上の問題があるとされた。

事例4 生コン卸売業者の協同組合（平成7年）

組合が生コン製造業協組との間で、販売先を自己に一本化し他の生コン卸売業者には販売しない旨の販売契約を交わすことは、自己の競争者と生コン製造業協組との取引を制限することとなり、独禁法上の問題があるとされた。

事例5 一般廃棄物処理業者の協同組合（組合として共同経済事業は実施していない）（平成4年）

組合が、市の条例改正による一般廃棄物の収集・運搬手数料の上限引上げに伴い、組合員の取引先に対して、組合員の徴収手数料に係る引上げ要請文書を配布することは、独禁法の適用除外とならず、問題があるとされた。

事例6 タクシー会社の協同組合（平成5年）

組合が、タクシー共通乗車券の発行・共同配車（無線による配車の取次ぎにとどまる）事業を行っているところ、定款の組合員資格を「他の組合員と同一運賃であること」と変更することは、共同配車の円滑化を図るためとしても、運賃の認可申請に当たって他の組合員と同一歩調を取らない組合員を共同経済事業から排除することとなり、独禁法上の問題があるとされた。

【公取委の届出相談窓口】

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL01-3581-5471 <http://www.jftc.go.jp>

独占禁止法についての一般的な相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 官房総務課

株式所有・合併・分割・営業の譲り受け等の届出、事前相談・・・・・・・・・・・・ 企業結合課

事業者団体・中小企業等協同組合の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 取引調査課

事業者団体・中小企業等協同組合の事業活動についての相談・・・・・・・・・・・・ 相談指導室

下請法についての相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 企業取引課

景品表示法についての相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 消費者取引課

課徴金の減免に係る報告・相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 課徴金減免管理官

東北事務所 総務課 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2合同庁舎 TEL022-225-7095

いわて建設業経営革新特別資金を創設！

建設企業の経営革新を資金面から支援します

岩手県ではこのたび、新分野進出や新技術・新工法の開発などに取り組む建設企業の皆様に必要な資金を円滑に供給するため、新たに『いわて建設業経営革新特別資金』を創設しました。

1 融資の対象者

直前3年のいずれかの営業年度において、完成工事高に占める公共工事(1次下請及び2次下請を含む)の割合が概ね50%以上の建設業者で、新分野進出又は新技術・新工法の開発等、経営革新の取り組みをしている者

なお、農林水産業の分野に進出する場合は、建設企業を含めた農外企業が必要とする初期投資に利用可能なように、**農業近代化資金の貸付対象を拡充**しています。

2 貸付の条件

項目	内容
(1)資金の用途	新分野進出や新技術・新工法の開発等に必要な設備資金と運転資金です
(2)貸付の限度額	設備資金 1企業につき5,000万円以内 運転資金 1企業につき3,000万円以内 ただし、設備資金、運転資金併用の場合は、1企業につき5,000万円以内
(3)貸付の期間	設備資金 15年以内(うち3年以内の措置が可能) 運転資金 10年以内(うち2年以内の措置が可能)
(4)貸付の利率	貸付期間が3年以内の場合 年2.1%以内 貸付期間が3年超10年以内の場合 年2.3%以内 貸付期間が10年超15年以内の場合 年2.5%以内
(5)担保・保証人	原則として、担保は不要です。また、保証人は取扱金融機関の所定の条件によりますが、第三者保証人は不要です。
(6)保証料率	年0.40%~年1.50%(割引有)

3 取扱金融機関

岩手県信用保証協会と覚書を締結した普通銀行、信用金庫です。

4 相談窓口

岩手県建設業総合対策本部(県土整備部建設技術振興課内) 019-629-5954

建設業総合相談センター(広域振興局等土木部)

県南広域(奥州地域) 0197-22-2881 盛岡地域 019-629-6636

花巻・遠野地域 0198-22-4971 釜石地域 0193-25-2708

北上地域 0197-65-2738 大船渡地域 0192-27-9919

一関・千厩地域 0191-26-1418 宮古地域 0193-64-2221

久慈地域 0194-53-4990

二戸地域 0195-23-9209

建設業協会経営支援センター 019-653-6114

岩手県信用保証協会 019-654-1500 各金融機関

5 信用保証

原則として、岩手県信用保証協会の信用保証をつけます。この場合の保証料率は次のとおりです。

区分		0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100
CRD	法人	0~20	21~30	31~36	37~45	46~55	56~60	61~66	67~72	73~100
評点	個人	0~32	33~42	43~51	52~63	64~74	75~76	77~83	84~94	95~100
保証料率		年1.50%	年1.40%	年1.25%	年1.15%	年1.00%	年0.85%	年0.85%	年0.60%	年0.40%

(注)CRD 評点：有限責任中間法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいいます。

(注)有担保の場合や直近決算における貸借対照表を作成していない場合などで異なることがあります。

6 償還方法等

償還方法並びにその他の貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件によります。

【お問い合わせ先】

岩手県建設業総合対策本部(県土整備部建設技術振興課内) : 019-629-5954

65歳までの継続雇用を！！(第3回)

本会は、65歳までの継続雇用制度の導入比率向上を目的として、平成16～18年度まで、岩手労働局からの委託により、会員組合及び組合員企業を対象に「65歳継続雇用達成事業」を実施しています。

前回は、従業員51人規模以上の企業(全国)の高年齢者雇用確保の実施状況(本年6月1日現在)等について報告しましたが、全体の84%の企業が雇用確保措置を実施し、その中の86%の企業が「継続雇用制度の導入(希望者全員又は対象者の基準を定めて継続雇用)」を実施していました。

最終回では、「継続雇用制度の導入」のうち、対象者の基準を決める際の留意点とその基準例及び就業規則の規定例等について説明いたします。

・「継続雇用」する対象者の基準内容を決める場合の留意点

1. 意欲、能力等をできる限り具体的に測るものであること(具体性)
労働者自ら基準に適合するか否かを一定程度予見することができ、到達していない労働者に対して能力開発等を促すことができるような具体性を有するものであること。
2. 必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること(客観性)
企業や上司等の主観的な選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことの無いよう配慮されたものであること。

・「継続雇用」する対象者の基準の例

以下に示す基準は、あくまでも具体例です。このため、基準を策定する場合には、以下の事例も参考にしつつ、労使で十分に協議の上、各企業の実態に応じた基準の策定をしていただく必要があります。

1. 「働く意思・意欲」に関する基準例： 引き続き勤務することを希望している者、定年退職後も会社で勤務に精勤する意欲がある者、本人が再雇用を希望する意思を有する者、再雇用を希望し、意欲のある者、勤労意欲に富み、引き続き勤務を希望する者、定年退職 年前の時点で、本人に再雇用の希望を確認し、気力について適当と認められる者
2. 「勤務態度」に関する基準例： 過去 年間の出勤率 %以上の者、懲戒処分該当者でないこと、人事考課、昇給査定において、著しく評価が悪くないこと、無断欠勤がないこと
3. 「健康」に関する基準例
直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと、直近 ヶ年の定期健康診断結果を産業医が判断し、就業上、支障がないこと、60歳以降に従事する業務を遂行する上で支障がないと判断されること、定年退職 年前の時点で、体力について適切と認められる者、
4. 「能力・経験」に関する基準の例
過去 年間の賞与考課が管理職 以上、一般職 以上であること、過去 年間の平均考課が 以上であること、人事考課の平均が 以上であること、業務成績、業績考課が普通の水準以上であること、工事・保守の遂行技術を保持していること、職能資格が 級以上、職務レベル 以上、社内技能検定 級以上を取得していること、建設業務に関する資格を保持していること、定年時管理職であった者、又は社内資格等級 以上の者
5. 「技能伝承等その他」に関する基準の例
指導教育の技能を有する者、定年退職後直ちに業務に従事できる者、自宅もしくは自己の用意する住居より通勤可能な者、勤続 年以上の者

・再雇用制度の基準を労使協定で定めた場合の「就業規則」の規定例

(あくまでも、簡単な参考例ですので、各企業の実情に応じて作成が必要です。)

(定年)第 条 従業員の定年は、満60歳とし、定年に達した年度の末日をもって退職とする。

(定年後再雇用)第 条 定年に達した者であって、継続勤務を希望する者のうち、労使協定で定める基準に該当する者は、嘱託社員として再雇用する。但し、再雇用にあっては1年ごとの契約更新とし、満65歳に達した日の年度末まで雇用するが、再雇用条件については、別に定める「嘱託社員就業規則」による。

お問い合わせ先：会員組合及び傘下組合員企業にて就業規則の見直し等「65歳までの継続雇用制度の導入」に関する専門家指導等のご希望は本会連携支援部 (tel:019-624-1363) までご連絡下さい。



『成功店モデル創出・波及事業』

通称「ウルトラD」のご紹介

“D”は醍醐味のD。

「商売をやっている、本当によかった」という、最高の商売の醍醐味を満喫する。

【事業概要】

岩手県内の最近の商店街の状況をみますと、郊外への大規模小売店、ロードサイド店等の相次ぐ出店や、郊外開発の進展等の影響により、多くの商店街に空き店舗が増えるなど、全体としては、すっかり元気をなくしているように見受けられます。

こうしたなかで、商店街が魅力ある商業集積として再度元気を取り戻すためには、なによりも商店街を構成する個々の店舗が地域の消費者・生活者にとって魅力あるものとなることが不可欠であると、私どもは考えました。

そうしたことから、本会では、岩手県商店街振興組合連合会を通じて県の補助を受け、商店街の再生と個店の魅力アップのため、専門家の指導を得ながら、個店の支援に取り組むとともに、支援手法の取得とその波及にも取り組んでいます。それが、通称「ウルトラD、成功店モデル創出・波及事業」です。

昨年度は、水沢市において5店舗を支援。支援の結果、ほとんどのお店が、その売上を対前年比で大きく伸ばしたことから、雑誌『商業界』等で取り上げられるなど、各方面から注目されました。

専門家は、福島市在住の高橋幸司先生。本県では、昨年度からのお付き合いですが、評判が評判を呼び、今や全国で引っ張りだこの“イケメン・コンサルタント”。



スタートアップ研修での高橋先生

【今年度の取り組み】

今年度は、県商振連事業として、北上市において北上市十字路商店街振興組合連合会、北上市、北上商工会議所等の協力を得ながら、4店舗を支援。

また、奥州市では、昨年度に引き続き、市の肝いりで水沢商工会議所が主体となり水沢区の商店街の同じく4店舗を支援。昨年度取り組みのノウハウを是非にとの要望から、本会が前年度に引き続き支援をお手伝いしています。

まずは、事業への取っ掛かりとして、商店街のお店の皆さんを対象に全体研修「スタートアップ研修」を実施。その中から支援を希望するお店が手を挙げます。

おおよそ月に一回のペースで、高橋先生による巡回臨店指導が始まります。臨店指導で高橋先生は、一店一店、時間をかけてお話をします。併せて、参加店が集まる「サークル研修」で情報交換。参加店同士がお互い刺激しあい、意欲・意識の高まりを生みます。そうしたなかで、高橋先生から常に出る言葉は、「丁寧にやる」、「お客様の方を向いてやる」、そして「既にお持ちのこと」。



熱心に耳を傾ける参加の皆さん（スタートアップ研修）

高橋先生との会話のなかで、少しずつお店の“やる気”が引き出されて行きます。

臨店指導時には、「やってみたいシート」を配布。店舗自ら「やってみたい」計画を



記入し、実行。月末には「月末シート」を記入し、その月の行動を自ら検証し、翌月へと繋ぐ。ファクシミリ、メール、郵便をフルに活用し、24時間コンサルタントが高橋先生のモットー。結構手間のかかる取り組みになりますが、その取り組みを通じてお店はチ

北上市でのサークル研修会

カラをつけて行きます。通称「ウルトラD」。「D」は醍醐味のDなのだそうです。「商売をやっていて、本当によかったなあ」という、最高の商売の醍醐味を満喫する、これが高橋先生流。昨年度、指導を受けた水沢の5店舗の皆さんは、現在も毎月集まり情報交換を続けていると聞きます。

臨店指導、サークル研修を4回から5回重ね、その合間には通信コンサルをフル稼働。年度末の3月には全体報告会(全体研修)が待っています。参加店の皆さんには、是非、笑顔で胸を張って臨んで頂きたいものです。

奥州市

メモ 人口 130,174人 面積 993.35km²
 URL <http://www.city.oshu.iwate.jp/>

- Town Information -

平成18年2月20日に合併した奥州市を構成するのは、水沢、江刺、前沢、胆沢、衣川の個性豊かな5つの区。西に連なる奥羽の山々と、東に穏やかな稜線を描く北上山地、その中央を北上川が悠然と流れ、胆沢扇状地に広がる田園風景、地域全体が緑あふれる豊かな自然に恵まれています。総面積のうち農地の割合が高く、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。また、交通の利便性の良さを背景に、商業集積が進み、工業団地などが整備され、伝統産業や基幹産業の事業展開が図られています。

歴史息づくめぐみの郷土、産業の力みなぎる創造都市

多くの偉人を輩出した**水沢区**は、情報・商業・医療・学術など、奥州市における都市型サービス機能の多くを担う「にぎわいの地域」。地域振興を目指した鋳物産業では、南部鉄器の伝統を受け継ぎ、熟練工の技が冴える工芸品として好評を博しています。近年では産業振興を掲げ、美術工芸品としての道を探り、伝統に新風を吹き込み革新を起こし、都市景観の素材としても注目を浴びています。「奥州市伝統産業会館(キューポラの館)」では、水沢鋳物工芸品の展示を行っています。

江刺区は産業おこし、人づくり、地域づくりを原動力にさらに魅力あふれる「きらめきの地域」。歴史公園「えさし藤原の郷」は、奥州藤原氏の築いた「黄金文化」絢爛豪華な都を再現し、平安絵巻を体感できます。隣接する「えさし郷土文化館」は、歴史で“地域に活力を”と江刺の歴史、文化、自然などを学べます。伝統産業の「岩谷堂筆筒」は、飾り金具、木工、漆塗りに巧みの技が光る逸品です。職人の技が息づく、蔵のある街並み「蔵町モ-ル」は散策回遊コースが整備され、賑わいを見せています。

奥州市伝統産業会館(キューポラの館)



歴史公園「えさし藤原の郷」



日本一の前沢牛銘柄を確立した**前沢区**は「ふれあいの地域」、全国各地からの観光客に対応するため「牛の博物館」など観光関連施設の整備とサービスの充実化を推進しています。

胆沢区は安心・安全な農産物を提供する農家を主体としたまちづくりを推進、自然と人が調和する「ゆとりの地域」。胆沢扇状地に広がる田園風景の散居のたたずまいは貴重な景観。水に恵まれた豊饒の大地は、極上の農産物を生み、創意工夫により豊かな味わいの特産品も誕生しました。

「全国星空継続観察」で星空日本一に輝いた**衣川区**は、環境に負担をかけないまちづくりに取り組む「やすらぎの地域」。里山環境を体験できるグリーンツーリズムでは環境保全の大切さを伝えます。

地域の特性を活かした街づくり

奥州市は、かつて幾つもの浪漫が燃え、数々のドラマが繰り広げられてきた奥州・日高見の国。先人たちが築き上げた固有の歴史と文化を伝承しながら、岩手県南部の中核都市機能を備えた地域としての役割を果たしています。

商工業においては、商店街の活性化につながる起業者や商工業者の育成支援、整備済みの工業団地への企業誘致による雇用の創出、岩谷堂筆筒や鋳物産業に代表される伝統産業の振興にも力を注いでいます。**農林業**では、全国屈指の高品質銘柄の江刺金札米や岩手ふるさと米、前沢牛、江刺りんご、胆沢び-ん、衣川はとむぎなど、既に確立したブランドの一層の生産振興を図りながら、「地産地消」を推進しています。また**観光**においては、各地に設置された観光施設のほか、衣川の日本一の星空や胆沢の美しい散居の風景など地域の特性を生かし、歴史や地場産業と結びつけたストーリー性のある新たな形を提案しています。かけがえのない自然と誇り高き歴史に見守られながら、これまで育ててきた個性を未来につなぎ、新たな力に発展させることが、まちづくりの第一歩です。

景況感は横這いで推移 (平成18年10月)

全体の概要

秋が本格化した10月、木材・木製品製造業及び鉄鋼・金属製造業では素材価格の上昇が見られ、その他の製造業では販売価格の低下が見られるなど、全体的な景況感は一進一退との回答が多かった。また小売業では前年並の回答が大半だったが、一部の小売業では売上増加を回答する声もあった。全体の景況DI値は26で、先月の景況DI値20と比べると景況感の後退が見られた。ただし昨年同月値48と比べると、全般では確実に景気が改善しつつあることを示している。業種によっては厳しい状況にあるが、基調としては横這いで推移している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

収穫の秋を迎えパンの製造条件としては良い季節となった。ただ業況回復とは言い難い。

漬物製造業

全体としては低調な月であった。11月以降の繁忙期対応に向け、今後が期待される。

木材・木製品製造業

輸入木材・木製品の入荷減少により、国産材の需要が増加に転じた。素材価格が上昇し、製材工場は苦戦中。

窯業・土石製造業

沿岸、気仙地区、県北地区が低迷。県央、県南地区の好況も今後は下降線が予想される。

鉄鋼金属製造業

資材が上がり気味。見積件数が減少してきている。

水産物卸売業(盛岡市)

10月も全般的に魚価高で推移したため、取扱数量は減少ながらも金額面ではそれほどの減少には至

らなかった。

食肉小売業

精肉販売は不振が続くが、惣菜・弁当等の売上が上昇傾向にあり、総体的な売上高をカバーしている状況。

燃料小売業

県内LP小売価格は卸売価格の上昇圧力が弱まり現状維持の状態が続く模様。

商店街(一関)

秋・冬物の催事が本格化、店によっては前年並みの売上を確保している。

旅館業

秋の行楽・紅葉シーズンに期待しつつも、暴風雨等天候の影響か、思ったより伸びず。

土木工事業

出荷実績は大幅減少した。全体的な仕事量の不足感から企業倒産や不良債権の発生が危惧される。

前年同月(平成17年10月)との数値の比較

17年10月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	2	4	12	0	8	10	0	13	5	0	8	10
非製造業	6	15	15	3	13	20	0	29	7	2	16	18
計	8	19	27	3	21	30	0	42	12	2	24	28

18年10月の景気動向

	売上高			収益状況			資金繰り			業界の景況		
	増加	不変	減少	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化	好転	不変	悪化
製造業	5	10	6	3	11	7	1	15	5	2	12	7
非製造業	4	20	13	1	21	15	1	29	7	1	25	11
計	9	30	19	4	32	22	2	44	12	3	37	18

平成19年4月1日施行・改正組合法研修会の開催

平成19年4月1日より「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されます。

今回の法律改正により、役員任期、監事の監査権、議事録署名等が変更になります。

去る7月27日に開催した研修会では、会社法の施行にともなう「中小企業等協同組合法」(中協法)及び「中小団体の組織に関する法律」(中団法)の改正内容についてご説明致しましたが、今回の研修会は再度の法律改正によるものです。それぞれの内容を整理する上でもご参加くださいますようご案内申し上げます。

日時：平成18年12月19日(火)13:30~盛岡市アイーナ(いわて県民情報交流センター)8階804室

テーマ・講師「平成19年4月1日施行 改正組合法の具体的内容とその対応について」全国中小企業団体中央会担当職員

会員動向

11月9日(木)岩手県印刷工業組合創立50周年記念式典)於：マホリヤ盛岡ニューイング

昭和31年11月に岩手県印刷調整組合として発足。昭和33年岩手県印刷工業組合創立。本年で創立50年を迎えた。全日本印刷工業組合連合会浅野会長を講師として「今こそ業態変革！」と題して講演を行った。

奥州市水沢区姉体町で“生コン舗装”実施・・・岩手県生コンクリート工業組合

奥州市をはじめ県南協組や地元関係者の協力を得て10月28日から3日間にわたり“生コン舗装”を実施した。地域住民のボランティアの方々とともに道路整備についてPRを行った。(事業主体：奥州市、姉体地区・南方、下姉体・上野行政区、ボランティア：約20人、1日目220m、2日目250m、3日目330m、総延長800m)

平成18年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰・・・岩手県钣金工業組合

組合における技能検定制度の長年の実施により厚生労働大臣表彰を受賞した。11月15日明治記念館において岡田理事長に柳澤厚生労働大臣より授与された。

塗装・清掃ボランティア・・・岩手県塗装工業組合

毎年実施しているボランティア活動。本年は11地区で塗装・清掃を行った。(盛岡市松園小学校遊具塗装、大槌町吉里吉里海岸清掃、宮古湾岸壁清掃、一関市立あおば保育園遊具塗装その他)

第47回全国製麺業者沖縄大会表彰・・・岩手県生めん(協)

去る10月17日に開催された全国大会で最優秀賞を受賞。(内容：麺食振興部門での「麺食のバラエティ調理の提案と普及、認知度アップ」をテーマとした“ひつつみ”の新規市場開拓(学校給食を含む)と消費拡大への取り組み。)戸田理事長が記念発表を行った。また、12月3日は「ひつつみの日」。昨年、日本記念日協会から認証を受けた。

11月23日~(協)矢巾商業開発創業10周年記念イベント

平成9年3月にオープンした「ショッピングモールアルコ」が10周年を迎えた。23日には、山形商工会議所5名の協力のもと、大芋煮会を開催。山形市の大鍋を利用し5000食を用意した。1時間30分で完食。

製造事業所の皆様へ(経済産業省)

経済産業省では、工業統計調査を平成18年12月31日現在で実施します。この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動状況を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、大学や民間の研究機関等においても広く利用されているところです。皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

主要日誌(11月1日~11月30日)

中央会事業及び関係機関・団体主催行事への出席

- 11/1 花北地区連携促進懇談会の開催
- 11/2 岩手地方労働審議会
- 11/7 釜石地区連携促進懇談会の開催
- 11/8 気仙地区連携促進懇談会の開催
- 11/8 全国商店街情報化フォーラム
- 11/10 東アジアビジネス研究会
- 11/10 岩手県商工観光審議会
- 11/13 第20回岩手県生活衛生大会

- 11/14 宮古地区連携促進懇談会の開催
- 11/15 久慈地区連携促進懇談会の開催
- 11/15 東北ブロック共済事業研究会
- 11/16 第2回いわてビジネスグランプリ
- 11/20 盛岡特産品ブランド認証委員会
- 11/21 中小企業経営改善セミナー
- 11/23(協)矢巾商業開発創業10周年イベント
- 11/27 食品産業クラスター協議会設立検討委員会
- 11/20 貸付審査委員会



平成19年4月1日施行・改正組合法研修会の開催

平成19年4月1日より「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されます。

今回の法律改正により、役員任期、監事の監査権、議事録署名等が変更になります。

去る7月27日に開催した研修会では、会社法の施行にともなう「中小企業等協同組合法」(中協法)及び「中小団体の組織に関する法律」(中団法)の改正内容についてご説明致しましたが、今回の研修会は再度の法律改正によるものです。それぞれの内容を整理する上でもご参加くださいますようご案内申し上げます。

日時：平成18年12月19日(火)13:30~盛岡市アイーナ(いわて県民情報交流センター)8階804室

テーマ・講師「平成19年4月1日施行 改正組合法の具体的内容とその対応について」全国中小企業団体中央会担当職員

会員動向

11月9日(木)岩手県印刷工業組合創立50周年記念式典)於：マホリヤ盛岡ニューイング

昭和31年11月に岩手県印刷調整組合として発足。昭和33年岩手県印刷工業組合創立。本年で創立50年を迎えた。全日本印刷工業組合連合会浅野会長を講師として「今こそ業態変革！」と題して講演を行った。

奥州市水沢区姉体町で“生コン舗装”実施・・・岩手県生コンクリート工業組合

奥州市をはじめ県南協組や地元関係者の協力を得て10月28日から3日間にわたり“生コン舗装”を実施した。地域住民のボランティアの方々とともに道路整備についてPRを行った。(事業主体：奥州市、姉体地区・南方、下姉体・上野行政区、ボランティア：約20人、1日目220m、2日目250m、3日目330m、総延長800m)

平成18年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰・・・岩手県钣金工業組合

組合における技能検定制度の長年の実施により厚生労働大臣表彰を受賞した。11月15日明治記念館において岡田理事長に柳澤厚生労働大臣より授与された。

塗装・清掃ボランティア・・・岩手県塗装工業組合

毎年実施しているボランティア活動。本年は11地区で塗装・清掃を行った。(盛岡市松園小学校遊具塗装、大槌町吉里吉里海岸清掃、宮古湾岸壁清掃、一関市立あおば保育園遊具塗装その他)

第47回全国製麺業者沖縄大会表彰・・・岩手県生めん(協)

去る10月17日に開催された全国大会で最優秀賞を受賞。(内容：麺食振興部門での「麺食のバラエティ調理の提案と普及、認知度アップ」をテーマとした“ひつつみ”の新規市場開拓(学校給食を含む)と消費拡大への取り組み。)戸田理事長が記念発表を行った。また、12月3日は「ひつつみの日」。昨年、日本記念日協会から認証を受けた。

11月23日~(協)矢巾商業開発創業10周年記念イベント

平成9年3月にオープンした「ショッピングモールアルコ」が10周年を迎えた。23日には、山形商工会議所5名の協力のもと、大芋煮会を開催。山形市の大鍋を利用し5000食を用意した。1時間30分で完食。

製造事業所の皆様へ(経済産業省)

経済産業省では、工業統計調査を平成18年12月31日現在で実施します。この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動状況を明らかにすることを目的として調査します。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、大学や民間の研究機関等においても広く利用されているところです。皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いいたします。

主要日誌(11月1日~11月30日)

中央会事業及び関係機関・団体主催行事への出席

- 11/1 花北地区連携促進懇談会の開催
- 11/2 岩手地方労働審議会
- 11/7 釜石地区連携促進懇談会の開催
- 11/8 気仙地区連携促進懇談会の開催
- 11/8 全国商店街情報化フォーラム
- 11/10 東アジアビジネス研究会
- 11/10 岩手県商工観光審議会
- 11/13 第20回岩手県生活衛生大会

- 11/14 宮古地区連携促進懇談会の開催
- 11/15 久慈地区連携促進懇談会の開催
- 11/15 東北ブロック共済事業研究会
- 11/16 第2回いわてビジネスグランプリ
- 11/20 盛岡特産品ブランド認証委員会
- 11/21 中小企業経営改善セミナー
- 11/23(協)矢巾商業開発創業10周年イベント
- 11/27 食品産業クラスター協議会設立検討委員会
- 11/20 貸付審査委員会

